

地域指定等の概要

区分	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法	山村振興法	離島振興法	半島振興法	
所管省庁(県所管課)	総務省(地域振興課)	農林水産省(地域振興課)	国土交通省(地域振興課)	国土交通省(地域振興課)	
施行年月	令和3年4月	昭和40年5月	昭和28年7月	昭和60年6月	
更新年月	過疎地域対策緊急措置法(昭45-54) 過疎地域振興特別措置法(昭55-平元) 過疎地域活性化特別措置法(平2-11) 過疎地域自立促進特別措置法(平12-令2)	昭和40年以降、10年ごと	昭和28年以降、10年ごと	昭和60年以降、10年ごと	
有効期限	令和13年3月	令和7年3月	令和5年3月	令和7年3月	
対象地域	(法第2条) 人口減少要件と財政力要件の両方を満たした地域。(過疎地域) ※下記参照	(法第7条) 主務大臣(国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣)が、都道府県知事の申請に基づき、国土審議会の意見を聴いて指定した山村。 [指定要件(施行令第1条)] 旧市町村(昭和25年2月1日時点の市町村)単位に林野率(昭和35年)75%以上かつ人口密度(昭和35年)1.16人/町歩未満等	(法第2条) 主務大臣(国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣)が、離島振興の目的を達成するために必要と認め、国土審議会の意見を聴いて指定した離島の全部又は一部。(離島振興対策実施地域)	(法第2条) 主務大臣(国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣)が、都道府県知事の申請に基づき、関係行政機関の長に協議し、国土審議会の意見を聴いて指定した半島振興対策実施地域。 [指定要件] ・2以上の市町村の区域からなり、一定の社会的経済的規模を有すること。 ・高速輸送施設等公共的施設整備が他の地域に比較して低位であること。 ・産業開発の程度が低く、企業立地促進等の促進を講じる必要があること。	
市町村策定計画	(法第8条) 過疎地域持続的発展市町村計画を定めることができる。	(法第8条) 山村振興計画を作成することができる。		(法第9条の2) 産業振興促進計画を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。	
財政措置	補助率のかさ上げ	(法第12条、第13条) ・統合に伴う小中学校校舎等(1/2→5.5/10) ・公立保育所(1/2→5.5/10) ・公立以外の保育所、幼保連携型認定こども園(1/2→2/3) ・消防施設(1/3→5.5/10) ・統合に伴う教職員住宅(5.5/10)	(法第10条) ・農山漁村地域整備交付金の一部 ・鳥獣被害防止総合対策交付金 ・林道開設 ・林野火災対策用施設の整備 ・公立小中学校危険建物等の改築 ・保育所の整備	(法第7条) ・港湾施設(4/10 ² /3→6 ⁸ .5/10) ・漁港施設(1/2 ² /3→60 ⁹ 5/100) ・道路(1/2 ⁵ .5/10→5.5/10 ² /3) ・空港施設(50/100→80/100) ・公立諸学校、保育所(1/2→5.5/10) ・消防施設(1/2→5.5/10) ・災害復旧(4/5) ・簡易水道(1/2) ・教員住宅等(5.5/10)	(法第6条、第7条) 財政上の措置について、配慮規定・努力規定。 (道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第2条) ・半島循環道路等(1/2→5.5/10)
	交付金		山村活性化支援交付金(定額)	離島活性化交付金(1/2以内)	半島振興広域連携促進事業(1/2以内)
	地方債の特例	(法第14条) 過疎対策事業債が発行可能。	(法第10条の2) 【配慮規定】 辺地債についての特別措置(辺地度数の加算)	(法第8条) 【配慮規定】 辺地債についての特別措置(辺地度数の加算)	(法第8条) 【配慮規定】 辺地債についての特別措置(辺地度数の加算)(過疎団体除く)
	代行措置	(法第16条、第17条) 基幹道路・公共下水道整備の県代行	(法第11条) 基幹道路整備の県代行		(法第11条) 基幹的市町村道等整備の県代行
	金融上の特例	(法第21条)日本政策金融公庫等からの資金の貸付 (その他)日本政策金融公庫による融資制度	(法第17条)日本政策金融公庫からの資金の貸付 (その他)日本政策金融公庫による融資制度	(その他)日本政策金融公庫による融資制度	(その他)日本政策金融公庫による融資制度
	地方交付税の特例	(法第14条) 過疎対策事業債元利償還金の70%相当額を基準財政需要額に算入 (法第24条) 地方税の課税免除・不均一課税に伴う減収補てん	(法第14条)地方税の不均一課税に伴う減収補てん	(法第20条)地方税の課税免除・不均一課税に伴う減収補てん	(法第17条)地方税の不均一課税に伴う減収補てん
	税制上の特例	(法第23条)減価償却の特例(製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等) (地方税法第586条)特別土地保有税の非課税措置(製造業設備、集会、宿泊、スポーツ施設)	(法第13条)工業用機械等の割増償却	(法第19条)工業用機械等の特別償却	(法第16条)工業用機械等の特別償却

※過疎地域の要件

1. 全部過疎(人口要件(長期①、長期②、中期のいずれか)、かつ、財政力要件を満たす)

種類	指標	基本的な要件(第2条)	
		期間	基準値
人口要件(長期①) ・25年間の人口増加率10%以上除く	人口減少率(長期)	S50→H27 (40年間)	人口減少団体平均 (28%以上減少※1)
人口要件(長期②) ・高齢者比率又は若年者比率を満たす場合、人口減少率の基準値を緩和 ・25年間の人口増加率10%以上除く	高齢者比率 若年者比率	H27 H27	同上(35%以上) 同上(11%以下)
人口要件(中期)	人口減少率(中期)	S50→H27 (40年間)	23%以上減少
財政力要件 ・公営競技収益40億円超除く	財政力指数	H2→H27 (25年間)	人口減少団体平均 (21%以上減少)
		H29～R元	全市町村平均 (0.51以下)

※1財政力指数が全市町村平均(0.40)以下の場合、「23%以上減少」に緩和(財政力が低い市町村に対する人口減少率要件の緩和)

※2基準年の見直しに伴う激変緩和措置は、現行法の過疎地域に限り適用。R2、R7国調による過疎地域の追加の際は激変緩和措置は設けない。

2. 法制定前の市町村合併(平成11年4月以降)に係る一部過疎、みなし過疎

種類	単位	要件
一部過疎※ (第3条)	合併前の旧市町村	・旧市町村単位で上記の人口要件のいずれかを満たす ・現在の市町村が財政力要件(財政力指数が全市平均(0.64)以下)を満たす
みなし過疎※ (第42条)	合併後の新市町村	・現行法で全部過疎又はみなし過疎である市町村について、下記のいずれも満たす(主務省令で規定) 【規模要件】一部過疎区域の人口が1/3以上又は面積が1/2以上 【人口要件】市町村の人口が長期(40年間、55年間)、中期(25年間)いずれも減少 【財政力要件】市町村の財政力指数が0.51以下

※R2、R7国調による過疎地域の追加は、一部過疎について行い、みなし過疎の追加は行わない。

地域指定等

(令和3年4月1日現在)

No	市町村名	過疎	山村	離島	半島
1	熊本市				
2	八代市	◇	◇		
3	人吉市				
4	荒尾市				
5	水俣市	○	◇		
6	玉名市				
7	山鹿市	☆	◇		
8	菊池市		◇		
9	宇土市				○
10	上天草市	○	◇	◇	○
11	宇城市	◇			◇
12	阿蘇市	◇	◇		
13	天草市	○	◇	◇	◇
14	合志市				
15	美里町	○			
16	玉東町				
17	南関町	○			
18	長洲町				
19	和水町	○			
20	大津町		◇		
21	菊陽町				
22	南小国町	○	○		
23	小国町	○	○		

No	市町村名	過疎	山村	離島	半島
24	産山村	○	○		
25	高森町	○	◇		
26	西原村		◇		
27	南阿蘇村	☆	◇		
28	御船町				
29	嘉島町				
30	益城町				
31	甲佐町	○	◇		
32	山都町	○	◇		
33	氷川町				
34	芦北町	○	◇		
35	津奈木町	○			
36	錦町				
37	多良木町	○	◇		
38	湯前町	○			
39	水上村	○	○		
40	相良村	○	◇		
41	五木村	○	○		
42	山江村	○	○		
43	球磨村	○	○		
44	あさぎり町	○	◇		
45	苓北町	○			○

- ※ 過疎 … 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
 ☆は過疎地域とみなされる市町村
 ◇は旧過疎市町村の区域のみ過疎地域とみなされる市町村
- 山村 … 山村振興法
 ◇は一部地域のみ
- 離島 … 離島振興法
 ◇は一部地域のみ
- 半島 … 半島振興法
 ◇は一部地域のみ